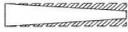
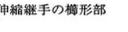
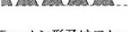
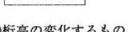
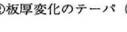
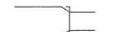
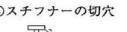
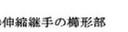
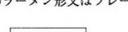
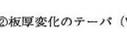
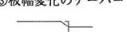
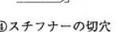


掲 載 頁	現 行 基 準(令和7年10月1日)	改 定(令和8年4月1日)	備 考
I-3-①-1	<p style="text-align: center;">第3章 一般管理費等及び消費税等相当額</p> <p>① 一般管理費等</p> <p>1. 一般管理費の項目及び内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分） (2) 従業員給料手当 本店及び支店の従業員に対する給料，諸手当及び賞与 (3) 退職金 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金 (4) 法定福利費 本店及び支店の従業員に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額 (5) 福利厚生費 本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞等，福利厚生等，文化活動等に要する費用 (6) 修繕維持費 建物，機械，装置等の修繕維持費，倉庫物品の管理費等 (7) 事務用品費 事務用消耗品費，固定資産に計上しない事務用備品費，新聞，参考図書等の購入費 (8) 通信交通費 通信費，交通費及び旅費 (9) 動力，用水光熱費 電力，水道，ガス等の費用 (10) 調査研究費 技術研究，開発等の費用 (11) 広告宣伝費 広告，公告，宣伝に要する費用 (12) 交際費 本店及び支店などへの来客等への対応に要する費用 (13) 寄付金 (14) 地代家賃 事務所，寮，社宅等の借地借家料 (15) 減価償却費 建物，車両，機械装置，事務用備品等の減価償却額 (16) 試験研究費償却 新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額 (17) 開発費償却 新技術又は新経営組織の採用，資源の開発，市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額 (18) 租税公課 不動産取得税，固定資産税等の租税及び道路占用料，その他の公課 (19) 保険料 火災保険及びその他の損害保険料 (20) 契約保証費 契約の保証に必要な費用 (21) 雑費 電算等経費，社内打ち合せ等の費用，学会及び協会活動等諸団体会費等の費用 <p style="text-align: center;">I-3-①-1</p>	<p style="text-align: center;">【新基準】</p> <p style="text-align: center;">[令和8年4月1日以降適用] 令和7年度 土木工事標準積算基準書（共通編） 第3章 一般管理費等及び消費税等相当額</p> <p style="text-align: center;">第3章 一般管理費等及び消費税等相当額</p> <p>① 一般管理費等</p> <p>1. 一般管理費の項目及び内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分） (2) 従業員給料手当 本店及び支店の従業員に対する給料，諸手当及び賞与 (3) 退職金 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金 (4) 法定福利費 本店及び支店の従業員に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額 (5) 福利厚生費 本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞等，福利厚生等，文化活動等に要する費用 (6) 修繕維持費 建物，機械，装置等の修繕維持費，倉庫物品の管理費等 (7) 事務用品費 事務用消耗品費，固定資産に計上しない事務用備品費，新聞，参考図書等の購入費 (8) 通信交通費 通信費，交通費及び旅費 (9) 動力，用水光熱費 電力，水道，ガス等の費用 (10) 調査研究費 技術研究，開発等の費用 (11) 広告宣伝費 広告，公告，宣伝に要する費用 (12) 交際費 本店及び支店などへの来客等への対応に要する費用 (13) 寄付金 (14) 地代家賃 事務所，寮，社宅等の借地借家料 (15) 減価償却費 建物，車両，機械装置，事務用備品等の減価償却額 (16) 開発費償却 新技術又は新経営組織の採用，資源の開発，市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額 (17) 租税公課 不動産取得税，固定資産税等の租税及び道路占用料，その他の公課 (18) 保険料 火災保険及びその他の損害保険料 (19) 契約保証費 契約の保証に必要な費用 (20) 雑費 電算等経費，社内打ち合せ等の費用，学会及び協会活動等諸団体会費等の費用 <p style="text-align: center;">I-3-①-1</p>	

令和7年度 土木工事標準積算基準書 現行改定対照表

掲 載 頁	現 行 基 準(令和7年10月1日)	改 定(令和8年4月1日)	備 考																																																						
I-3-①-2	<p>2. 付 加 利 益</p> <p>(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等</p> <p>(2) 株主配当金</p> <p>(3) 役員賞与（損金算入分を除く）</p> <p>(4) 内部留保金</p> <p>(5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3. 一般管理費等の算定</p> <p>一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乘じて得た額の範囲内とする。</p> <p>一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率（Gp）</p> <p>なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>4. 一般管理費等率の補正</p> <p>(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</p> <p>1) 前払金支出割合の相違による取扱い</p> <p>前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第1で算定した一般管理費等率に乘じて得た率とする。</p> <p>2) 契約の保証に必要な費用の取扱い</p> <p>前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p>(2) 支給品等の取扱い</p> <p>資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>(3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について</p> <p>自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>別表第1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="302 837 952 869"> <tr> <td>工 事 原 価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式</p> <p>【一般管理費等率算定式】</p> $Gp = -4.97802 \times \text{LOG}(Cp) + 56.92101 \text{ (\%)}$ <p>ただし、Gp：一般管理費等率（%） Cp：工事原価（円）</p> <p>(注) 1. Gpの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>別表第2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1" data-bbox="302 1045 952 1077"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補 正 係 数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乘じて得た率は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p>別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1" data-bbox="302 1149 952 1220"> <tr> <th rowspan="2">保 証 の 方 法</th> <th>補正值(%)</th> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（当初設計額が500万円を超える工事）</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。（当面、本県では適用しない）</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3：無保証の場合（当初設計額500万円以下の工事）</td> <td>補正しない</td> </tr> </table> <p>(注) 契約保証費を計上する場合は、当初設計時に計上し、請負額の増減による変更は行わないものとする。</p> <p>I-3-①-2</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01	保 証 の 方 法	補正值(%)		ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（当初設計額が500万円を超える工事）	0.04	ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。（当面、本県では適用しない）	0.09	ケース3：無保証の場合（当初設計額500万円以下の工事）	補正しない	<p>【新基準】</p> <p>[令和8年4月1日以降適用] 令和7年度 土木工事標準積算基準書（共通編） 第3章 一般管理費等及び消費税等相当額</p> <p>2. 付 加 利 益</p> <p>(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等</p> <p>(2) 株主配当金</p> <p>(3) 役員賞与（損金算入分を除く）</p> <p>(4) 内部留保金</p> <p>(5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3. 一般管理費等の算定</p> <p>一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乘じて得た額の範囲内とする。</p> <p>一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率（Gp）</p> <p>なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>4. 一般管理費等率の補正</p> <p>(1) 前払金支出割合の相違による取扱い</p> <p>前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第1で算定した一般管理費等率に乘じて得た率とする。なお、前払金の保証がない工事は、本補正の対象外である。</p> <p>(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い</p> <p>別表第3の保証の方法ごとに定める補正值を別表第1で算定した一般管理費等率に加算して得た率とする。ただし、(1)の補正を行った場合は、その率に、別表第3の補正值を加算して得た率とする。</p> <p>(3) 支給品等の取扱い</p> <p>資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>(4) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について</p> <p>自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>別表第1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1176 837 1825 869"> <tr> <td>工 事 原 価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>25.13</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>10.63</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式</p> <p>【一般管理費等率算定式】</p> $Gp = -5.21820 \times \text{LOG}(Cp) + 60.08349 \text{ (\%)}$ <p>ただし、Gp：一般管理費等率（%） Cp：工事原価（円）</p> <p>(注) 1. Gpの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>別表第2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1" data-bbox="1176 1045 1825 1077"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補 正 係 数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乘じて得た率は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p>別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1" data-bbox="1176 1149 1825 1220"> <tr> <th rowspan="2">保 証 の 方 法</th> <th>補正值(%)</th> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（当初設計額が500万円を超える工事）</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。（当面、本県では適用しない）</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3：無保証の場合（当初設計額500万円以下の工事）</td> <td>補正しない</td> </tr> </table> <p>(注) 契約保証費を計上する場合は、当初設計時に計上し、請負額の増減による変更は行わないものとする。</p> <p>I-3-①-2</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	25.13	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01	保 証 の 方 法	補正值(%)		ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（当初設計額が500万円を超える工事）	0.04	ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。（当面、本県では適用しない）	0.09	ケース3：無保証の場合（当初設計額500万円以下の工事）	補正しない	
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																						
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%																																																						
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																																					
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01																																																					
保 証 の 方 法	補正值(%)																																																								
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（当初設計額が500万円を超える工事）	0.04																																																								
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。（当面、本県では適用しない）	0.09																																																								
ケース3：無保証の場合（当初設計額500万円以下の工事）	補正しない																																																								
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																						
一般管理費等率	25.13	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63																																																						
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																																					
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01																																																					
保 証 の 方 法	補正值(%)																																																								
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（当初設計額が500万円を超える工事）	0.04																																																								
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。（当面、本県では適用しない）	0.09																																																								
ケース3：無保証の場合（当初設計額500万円以下の工事）	補正しない																																																								

掲載頁	現行基準(令和7年10月1日)	改定(令和8年4月1日)	備考																												
IV-7-①-4	<p style="text-align: center;">表2.2 数量計算の分類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>ネット質量で計算するものの例</th> <th>グロス質量で計算するものの例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 矩形部材・台形部材, 平行四辺形部材</td> <td>1 形状の複雑なガセットプレート</td> </tr> <tr> <td>2 全長にわたってテーパのついた部材</td> <td>2 板厚変化のテーパ</td> </tr> <tr> <td>3 伸縮継手の構形部</td> <td>3 板幅変化のテーパ</td> </tr> <tr> <td>4 ラーメン形又はフレーム形の対傾構の開口部</td> <td>4 スチフナーの切欠</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 ハンドホール, マンホール, リベット, ボルトの穴など</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ただし, トラス橋のガセット, ハンドホールについては, ネット質量で計算する方が適当な場合もあるので注意を要する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-8 溶接材料費及び副資材費</p> <p>(1) 溶接材料費 標準的な寸法・構造諸元の橋梁の場合, 溶接材料の質量をあげて計上せず, 副資材費に含めて積算してよい。</p> <p>(2) 副資材費 副資材費は, 工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料で, 加工鋼重(購入部品を除いた鋼材の質量)当り溶接材料込みで18,200円/tとする。</p> <p>(注) 1. 鋳桁以外の加工鋼重は, 大型材片質量及び小型材片質量の合計となる。 2. 単純鋳桁及び連続鋳桁の場合の加工鋼重は, 大型材片質量・小型材片質量及び対斜傾構・横構の加工鋼重の合計となる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>ネットで計算するもの</p> <p>①台形部材</p>  <p>②全長にわたってテーパのついた部材</p>  <p>③伸縮継手の構形部</p>  <p>④ラーメン形又はフレーム形の対傾構の穴</p>  <p>⑤桁高の変化するもの(連続桁, ゲルバー桁)</p>  </div> <div style="width: 45%;"> <p>グロスで計算するもの</p> <p>①ガセットプレート</p>  <p>②板厚変化のテーパ (Web, Flange 等)</p>  <p>③板幅変化のテーパ</p>  <p>④スチフナーの切欠</p>  <p>⑤トラス, ローゼの吊材の穴</p>  </div> </div>	ネット質量で計算するものの例	グロス質量で計算するものの例	1 矩形部材・台形部材, 平行四辺形部材	1 形状の複雑なガセットプレート	2 全長にわたってテーパのついた部材	2 板厚変化のテーパ	3 伸縮継手の構形部	3 板幅変化のテーパ	4 ラーメン形又はフレーム形の対傾構の開口部	4 スチフナーの切欠		5 ハンドホール, マンホール, リベット, ボルトの穴など		ただし, トラス橋のガセット, ハンドホールについては, ネット質量で計算する方が適当な場合もあるので注意を要する。	<p style="text-align: center;">【新基準】</p> <p style="text-align: center;">[令和8年4月1日以降適用] 令和7年度 土木工事標準積算基準書(道路編)(公園編) 第7章 橋梁工 2-8 溶接材料費及び副資材費</p> <p style="text-align: center;">表2.2 数量計算の分類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>ネット質量で計算するものの例</th> <th>グロス質量で計算するものの例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 矩形部材・台形部材, 平行四辺形部材</td> <td>1 形状の複雑なガセットプレート</td> </tr> <tr> <td>2 全長にわたってテーパのついた部材</td> <td>2 板厚変化のテーパ</td> </tr> <tr> <td>3 伸縮継手の構形部</td> <td>3 板幅変化のテーパ</td> </tr> <tr> <td>4 ラーメン形又はフレーム形の対傾構の開口部</td> <td>4 スチフナーの切欠</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 ハンドホール, マンホール, リベット, ボルトの穴など</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ただし, トラス橋のガセット, ハンドホールについては, ネット質量で計算する方が適当な場合もあるので注意を要する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-8 溶接材料費及び副資材費</p> <p>(1) 溶接材料費 標準的な寸法・構造諸元の橋梁の場合, 溶接材料の質量をあげて計上せず, 副資材費に含めて積算してよい。</p> <p>(2) 副資材費 副資材費は, 工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料で, 加工鋼重(購入部品を除いた鋼材の質量)当り溶接材料込みで19,700円/tとする。</p> <p>(注) 1. 鋳桁以外の加工鋼重は, 大型材片質量及び小型材片質量の合計となる。 2. 単純鋳桁及び連続鋳桁の場合の加工鋼重は, 大型材片質量・小型材片質量及び対斜傾構・横構の加工鋼重の合計となる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>ネットで計算するもの</p> <p>①台形部材</p>  <p>②全長にわたってテーパのついた部材</p>  <p>③伸縮継手の構形部</p>  <p>④ラーメン形又はフレーム形の対傾構の穴</p>  <p>⑤桁高の変化するもの(連続桁, ゲルバー桁)</p>  </div> <div style="width: 45%;"> <p>グロスで計算するもの</p> <p>①ガセットプレート</p>  <p>②板厚変化のテーパ (Web, Flange 等)</p>  <p>③板幅変化のテーパ</p>  <p>④スチフナーの切欠</p>  <p>⑤トラス, ローゼの吊材の穴</p>  </div> </div>	ネット質量で計算するものの例	グロス質量で計算するものの例	1 矩形部材・台形部材, 平行四辺形部材	1 形状の複雑なガセットプレート	2 全長にわたってテーパのついた部材	2 板厚変化のテーパ	3 伸縮継手の構形部	3 板幅変化のテーパ	4 ラーメン形又はフレーム形の対傾構の開口部	4 スチフナーの切欠		5 ハンドホール, マンホール, リベット, ボルトの穴など		ただし, トラス橋のガセット, ハンドホールについては, ネット質量で計算する方が適当な場合もあるので注意を要する。	<p style="text-align: center;">18,200円/t →19,700円/t</p>
ネット質量で計算するものの例	グロス質量で計算するものの例																														
1 矩形部材・台形部材, 平行四辺形部材	1 形状の複雑なガセットプレート																														
2 全長にわたってテーパのついた部材	2 板厚変化のテーパ																														
3 伸縮継手の構形部	3 板幅変化のテーパ																														
4 ラーメン形又はフレーム形の対傾構の開口部	4 スチフナーの切欠																														
	5 ハンドホール, マンホール, リベット, ボルトの穴など																														
	ただし, トラス橋のガセット, ハンドホールについては, ネット質量で計算する方が適当な場合もあるので注意を要する。																														
ネット質量で計算するものの例	グロス質量で計算するものの例																														
1 矩形部材・台形部材, 平行四辺形部材	1 形状の複雑なガセットプレート																														
2 全長にわたってテーパのついた部材	2 板厚変化のテーパ																														
3 伸縮継手の構形部	3 板幅変化のテーパ																														
4 ラーメン形又はフレーム形の対傾構の開口部	4 スチフナーの切欠																														
	5 ハンドホール, マンホール, リベット, ボルトの穴など																														
	ただし, トラス橋のガセット, ハンドホールについては, ネット質量で計算する方が適当な場合もあるので注意を要する。																														

令和7年度 港湾・漁港標準積算基準書（工事・設計業務等編） 現行改定対照表

掲 載 頁	現 行(令和7年10月1日)	改 定(令和8年4月1日)	コ メ ン ト																																																														
<p>第2章 3節 一般管理費等率 2-3-1</p>	<p>3節 一般管理費等</p> <p>1. 一般管理費等の算定 一般管理費等は、「表-④ 一般管理費等率」の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 工事原価は純工事費および現場管理費の合計額とする。資材等を支給する際の当該支給品費および貸与船舶機械の評価額は、一般管理費等算出の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>2. 一般管理費等率の補正 2-1 前払金支出割合による補正 前払金支出割合による補正後の一般管理費等率は、「表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正」の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を上記「1. 一般管理費等の算定」で算出した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>2-2 補正後の一般管理費等率の算定 補正後の一般管理費等率の算定は、下式による。 $G_p' = \gamma \times G_p$ (小数3位四捨五入) ここに、 G_p' : 補正後の一般管理費等率 G_p : 「表-④ 一般管理費等率」により求めた一般管理費等率 (%) γ : 前払金支出割合による一般管理費等率の補正係数</p> <p>2-3 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合による補正までを行った値に、「表-⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正」の補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p style="text-align: center;">表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価 適用 区分等</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57 %</td> <td>-4.97802</td> <td>56.92101</td> <td>9.74 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">一般管理費等率の算定式 $G_p = a \cdot \log(C_p) + b$ (小数3位四捨五入) ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (円)</p> <p style="text-align: center;">表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>5%以下</th> <th>5%を超え 15%以下</th> <th>15%を超え 25%以下</th> <th>25%を超え 35%以下</th> <th>35%を 超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数 (γ)</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table>	工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		一般管理費等率	23.57 %	-4.97802	56.92101	9.74 %	前払金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合	補正係数 (γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00	<p>3節 一般管理費等</p> <p>1. 一般管理費等の算定 一般管理費等は、「表-④ 一般管理費等率」の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 工事原価は純工事費および現場管理費の合計額とする。資材等を支給する際の当該支給品費および貸与船舶機械の評価額は、一般管理費等算出の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>2. 一般管理費等率の補正 2-1 前払金支出割合による補正 前払金支出割合による補正後の一般管理費等率は、「表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正」の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を上記「1. 一般管理費等の算定」で算出した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>2-2 補正後の一般管理費等率の算定 補正後の一般管理費等率の算定は、下式による。 $G_p' = \gamma \times G_p$ (小数3位四捨五入) ここに、 G_p' : 補正後の一般管理費等率 G_p : 「表-④ 一般管理費等率」により求めた一般管理費等率 (%) γ : 前払金支出割合による一般管理費等率の補正係数</p> <p>2-3 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合による補正までを行った値に、「表-⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正」の補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p style="text-align: center;">表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価 適用 区分等</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>25.13 %</td> <td>-5.21826</td> <td>60.08343</td> <td>10.63 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">一般管理費等率の算定式 $G_p = a \cdot \log(C_p) + b$ (小数3位四捨五入) ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (円)</p> <p style="text-align: center;">表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>5%以下</th> <th>5%を超え 15%以下</th> <th>15%を超え 25%以下</th> <th>25%を超え 35%以下</th> <th>35%を 超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数 (γ)</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table>	工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		一般管理費等率	25.13 %	-5.21826	60.08343	10.63 %	前払金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合	補正係数 (γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00	<p>一般管理費等率 の改定</p>
工事原価 適用 区分等	500万円以下		500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																																																												
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																													
		a	b																																																														
一般管理費等率	23.57 %	-4.97802	56.92101	9.74 %																																																													
前払金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合																																																												
補正係数 (γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																																												
工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																																																													
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																													
		a	b																																																														
一般管理費等率	25.13 %	-5.21826	60.08343	10.63 %																																																													
前払金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合																																																												
補正係数 (γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																																												

令和7年度 港湾・漁港標準積算基準書（工事・設計業務等編） 現行改定対照表

掲 載 頁	現 行(令和7年10月1日)							改 定(令和8年4月1日)							コ メ ン ト																																																																																		
積算資料 県管理港湾・ 漁港の供用係数 ランク 25頁	1. 県管理港湾・漁港の供用係数							1. 県管理港湾・漁港の供用係数							供用係数ランク の改定																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">供 用 ランク</th> <th colspan="2">内 地</th> <th colspan="2">離 島</th> <th colspan="2">奄 美</th> </tr> <tr> <th>港 湾</th> <th>漁 港</th> <th>港 湾</th> <th>漁 港 名</th> <th>港 湾</th> <th>漁 港</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>鹿兒島港 桜島港 加治木港 隼人港 福山港 垂水港 鹿屋港 高須港 大根占港 根占港 喜入港 宮ヶ浜港 魚見港 指宿港 米之津港 宮之浦港(県町) 指江港 瀬戸港</td> <td>山川漁港 今和泉漁港 谷山漁港 境漁港 牛根嶺漁港 海崎漁港 伊座敷漁港 名護漁港 茅屋漁港 蕨輪漁港 薄井漁港</td> <td>片側港</td> <td>弊串漁港</td> <td>古仁屋港</td> <td>古仁屋漁港 大熊漁港</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>川内港 新川港 串木野新港 西方港 黒之浜港</td> <td>枕崎漁港 串木野漁港 阿久根漁港 川尻漁港 額娃漁港 坊泊漁港 久志漁港 秋目漁港 野間池漁港 斤浦漁港 小湊(万世)漁港 江口漁港 戸崎漁港 羽島漁港</td> <td>里港 長浜港</td> <td>中頓漁港 手打漁港 平良漁港 蘭牟田漁港</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>志布志港 波見港 大泊港</td> <td>内之浦漁港</td> <td>西之表港 浜津島港 島間港 田之脇港 宮之浦港(県町) 安房港 樂生港 上原久元浦港 硫黄島港</td> <td>浦田漁港 熊野漁港 一湊漁港 口永良部漁港 宇治漁港 佐吉漁港 庄司浦漁港</td> <td>名瀬港</td> <td>宇宿漁港</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>中之島港</td> <td>西之浜漁港 前籠漁港</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>湾港 亀結港 平土野港 和泊港 与論港</td> <td></td> <td>早町漁港 知名漁港</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上表のランクは、各港の厳しい海域における係数ランクを表示しているため、自然の地形や防波堤により遮断された港内作業に適用する場合の係数は「ランク1」とし、それ以外（B海域、単備表のP[単-3]参照）の場合は主務課と協議すること。</p>	供 用 ランク	内 地		離 島		奄 美		港 湾	漁 港	港 湾	漁 港 名	港 湾	漁 港		1	鹿兒島港 桜島港 加治木港 隼人港 福山港 垂水港 鹿屋港 高須港 大根占港 根占港 喜入港 宮ヶ浜港 魚見港 指宿港 米之津港 宮之浦港(県町) 指江港 瀬戸港	山川漁港 今和泉漁港 谷山漁港 境漁港 牛根嶺漁港 海崎漁港 伊座敷漁港 名護漁港 茅屋漁港 蕨輪漁港 薄井漁港	片側港	弊串漁港	古仁屋港	古仁屋漁港 大熊漁港	2	川内港 新川港 串木野新港 西方港 黒之浜港	枕崎漁港 串木野漁港 阿久根漁港 川尻漁港 額娃漁港 坊泊漁港 久志漁港 秋目漁港 野間池漁港 斤浦漁港 小湊(万世)漁港 江口漁港 戸崎漁港 羽島漁港	里港 長浜港	中頓漁港 手打漁港 平良漁港 蘭牟田漁港			3	志布志港 波見港 大泊港	内之浦漁港	西之表港 浜津島港 島間港 田之脇港 宮之浦港(県町) 安房港 樂生港 上原久元浦港 硫黄島港	浦田漁港 熊野漁港 一湊漁港 口永良部漁港 宇治漁港 佐吉漁港 庄司浦漁港	名瀬港	宇宿漁港	4			中之島港	西之浜漁港 前籠漁港			5				湾港 亀結港 平土野港 和泊港 与論港		早町漁港 知名漁港	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">供 用 ランク</th> <th colspan="2">内 地</th> <th colspan="2">離 島</th> <th colspan="2">奄 美</th> </tr> <tr> <th>港 湾</th> <th>漁 港</th> <th>港 湾</th> <th>漁 港 名</th> <th>港 湾</th> <th>漁 港</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>鹿兒島港 桜島港 加治木港 隼人港 福山港 垂水港 鹿屋港 高須港 大根占港 根占港 喜入港 宮ヶ浜港 魚見港 指宿港 米之津港 宮之浦港(県町) 指江港 瀬戸港</td> <td>山川漁港 今和泉漁港 谷山漁港 境漁港 牛根嶺漁港 海崎漁港 伊座敷漁港 名護漁港 茅屋漁港 蕨輪漁港 薄井漁港</td> <td>片側港</td> <td>弊串漁港</td> <td>古仁屋港</td> <td>古仁屋漁港 大熊漁港</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>新川港 串木野新港 西方港 黒之浜港</td> <td>枕崎漁港 串木野漁港 阿久根漁港 川尻漁港 額娃漁港 坊泊漁港 久志漁港 秋目漁港 野間池漁港 斤浦漁港 小湊(万世)漁港 江口漁港 戸崎漁港 羽島漁港</td> <td>里港 長浜港</td> <td>中頓漁港 手打漁港 平良漁港 蘭牟田漁港</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>川内港</u> 志布志港 波見港 大泊港</td> <td>内之浦漁港</td> <td>西之表港 浜津島港 島間港 田之脇港 宮之浦港(県町) 安房港 樂生港 上原久元浦港 硫黄島港</td> <td>浦田漁港 熊野漁港 一湊漁港 口永良部漁港 宇治漁港 佐吉漁港 庄司浦漁港</td> <td>名瀬港</td> <td>宇宿漁港</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>中之島港</td> <td>西之浜漁港 前籠漁港</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>湾港 亀結港 平土野港 和泊港 与論港</td> <td></td> <td>早町漁港 知名漁港</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上表のランクは、各港の厳しい海域における係数ランクを表示しているため、自然の地形や防波堤により遮断された港内作業に適用する場合の係数は「ランク1」とし、それ以外（B海域、単備表のP[単-3]参照）の場合は主務課と協議すること。</p>	供 用 ランク	内 地		離 島		奄 美		港 湾	漁 港	港 湾	漁 港 名	港 湾	漁 港	1	鹿兒島港 桜島港 加治木港 隼人港 福山港 垂水港 鹿屋港 高須港 大根占港 根占港 喜入港 宮ヶ浜港 魚見港 指宿港 米之津港 宮之浦港(県町) 指江港 瀬戸港	山川漁港 今和泉漁港 谷山漁港 境漁港 牛根嶺漁港 海崎漁港 伊座敷漁港 名護漁港 茅屋漁港 蕨輪漁港 薄井漁港	片側港	弊串漁港	古仁屋港	古仁屋漁港 大熊漁港	2	新川港 串木野新港 西方港 黒之浜港	枕崎漁港 串木野漁港 阿久根漁港 川尻漁港 額娃漁港 坊泊漁港 久志漁港 秋目漁港 野間池漁港 斤浦漁港 小湊(万世)漁港 江口漁港 戸崎漁港 羽島漁港	里港 長浜港	中頓漁港 手打漁港 平良漁港 蘭牟田漁港			3	<u>川内港</u> 志布志港 波見港 大泊港	内之浦漁港	西之表港 浜津島港 島間港 田之脇港 宮之浦港(県町) 安房港 樂生港 上原久元浦港 硫黄島港	浦田漁港 熊野漁港 一湊漁港 口永良部漁港 宇治漁港 佐吉漁港 庄司浦漁港	名瀬港	宇宿漁港	4			中之島港	西之浜漁港 前籠漁港			5				湾港 亀結港 平土野港 和泊港 与論港
供 用 ランク	内 地		離 島		奄 美																																																																																												
	港 湾	漁 港	港 湾	漁 港 名	港 湾	漁 港																																																																																											
1	鹿兒島港 桜島港 加治木港 隼人港 福山港 垂水港 鹿屋港 高須港 大根占港 根占港 喜入港 宮ヶ浜港 魚見港 指宿港 米之津港 宮之浦港(県町) 指江港 瀬戸港	山川漁港 今和泉漁港 谷山漁港 境漁港 牛根嶺漁港 海崎漁港 伊座敷漁港 名護漁港 茅屋漁港 蕨輪漁港 薄井漁港	片側港	弊串漁港	古仁屋港	古仁屋漁港 大熊漁港																																																																																											
2	川内港 新川港 串木野新港 西方港 黒之浜港	枕崎漁港 串木野漁港 阿久根漁港 川尻漁港 額娃漁港 坊泊漁港 久志漁港 秋目漁港 野間池漁港 斤浦漁港 小湊(万世)漁港 江口漁港 戸崎漁港 羽島漁港	里港 長浜港	中頓漁港 手打漁港 平良漁港 蘭牟田漁港																																																																																													
3	志布志港 波見港 大泊港	内之浦漁港	西之表港 浜津島港 島間港 田之脇港 宮之浦港(県町) 安房港 樂生港 上原久元浦港 硫黄島港	浦田漁港 熊野漁港 一湊漁港 口永良部漁港 宇治漁港 佐吉漁港 庄司浦漁港	名瀬港	宇宿漁港																																																																																											
4			中之島港	西之浜漁港 前籠漁港																																																																																													
5				湾港 亀結港 平土野港 和泊港 与論港		早町漁港 知名漁港																																																																																											
供 用 ランク	内 地		離 島		奄 美																																																																																												
	港 湾	漁 港	港 湾	漁 港 名	港 湾	漁 港																																																																																											
1	鹿兒島港 桜島港 加治木港 隼人港 福山港 垂水港 鹿屋港 高須港 大根占港 根占港 喜入港 宮ヶ浜港 魚見港 指宿港 米之津港 宮之浦港(県町) 指江港 瀬戸港	山川漁港 今和泉漁港 谷山漁港 境漁港 牛根嶺漁港 海崎漁港 伊座敷漁港 名護漁港 茅屋漁港 蕨輪漁港 薄井漁港	片側港	弊串漁港	古仁屋港	古仁屋漁港 大熊漁港																																																																																											
2	新川港 串木野新港 西方港 黒之浜港	枕崎漁港 串木野漁港 阿久根漁港 川尻漁港 額娃漁港 坊泊漁港 久志漁港 秋目漁港 野間池漁港 斤浦漁港 小湊(万世)漁港 江口漁港 戸崎漁港 羽島漁港	里港 長浜港	中頓漁港 手打漁港 平良漁港 蘭牟田漁港																																																																																													
3	<u>川内港</u> 志布志港 波見港 大泊港	内之浦漁港	西之表港 浜津島港 島間港 田之脇港 宮之浦港(県町) 安房港 樂生港 上原久元浦港 硫黄島港	浦田漁港 熊野漁港 一湊漁港 口永良部漁港 宇治漁港 佐吉漁港 庄司浦漁港	名瀬港	宇宿漁港																																																																																											
4			中之島港	西之浜漁港 前籠漁港																																																																																													
5				湾港 亀結港 平土野港 和泊港 与論港		早町漁港 知名漁港																																																																																											

令和7年度 港湾・漁港標準積算基準書（工事・設計業務等編） 現行改定対照表

掲載頁	現行(令和7年10月1日)	改定(令和8年4月1日)	コメント
<p>第5章 1節 回航・えい航費 5-1-12</p>	<p>2-3-6 旅費等の算出 1) 算出手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員および保安要員の旅行の有無 → 旅費等計上の検討 → ・必要な場合は、旅費等を計上 ↓ ・職種区分 ・旅程 → 人件費の算出 → ①人件費 ↓ ・職種区分 ・片道距離 ・旅程 → 日当の算出 → ②日当 ↓ ・職種区分 ・宿泊地域 ・車中、船中泊の計上の有無 → 宿泊費の算出 → ③宿泊費 ↓ ・職種区分 ・片道距離 ・急行、特急運行区間の確認 → 交通費の算出 → ④鉄道料金等 ↓ ①人件費 ②日当 ③宿泊費 ④鉄道料金等 → 旅費等の算出 → ・旅費等 <p>2) 旅費等の算出 (1) 旅費等の計上 ①被回航船舶の乗組員が旅行する場合 ②自力回航船舶の回航用乗組員が帰途を旅行する場合 ③その他必要な場合</p> <p>(2) 旅費等の算出方法 旅費等算出の基本式は下記のとおりとする。 ①宿泊を要しない場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> $\text{旅費} = \text{人件費} + \text{普通日額旅費} + \text{交通費}$ </div> <p style="font-size: small;">注) 交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。</p> <p>②宿泊を要する場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> $\text{旅費} = \text{人件費} + \text{日当} + \text{宿泊費} + \text{交通費}$ </div> <p style="font-size: small;">注) 交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。</p> <p>旅費は、「鹿児島県職員等の旅費に関する条例」に基づき算出する。</p>	<p>2-3-6 旅費等の算出 1) 算出手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員および保安要員の旅行の有無 → 旅費等計上の検討 → ・必要な場合は、旅費等を計上 ↓ ・職種区分 ・旅程 → 人件費の算出 → ①人件費 ↓ ・職種区分 ・片道距離 ・旅程 → 日当の算出 → ②日当 ↓ ・職種区分 ・宿泊地域 ・車中、船中泊の計上の有無 → 宿泊費の算出 → ③宿泊費 ↓ ・職種区分 ・片道距離 ・急行、特急運行区間の確認 → 交通費の算出 → ④鉄道料金等 ↓ ①人件費 ②日当 ③宿泊費 ④鉄道料金等 → 旅費等の算出 → ・旅費等 <p>2) 旅費等の算出 (1) 旅費等の計上 ①被回航船舶の乗組員が旅行する場合 ②自力回航船舶の回航用乗組員が帰途を旅行する場合 ③その他必要な場合</p> <p>(2) 旅費等の算出方法 旅費等算出の基本式は下記のとおりとする。 ①宿泊を要しない場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> $\text{旅費} = \text{人件費} + \text{日当} (\text{旅行諸雑費}) + \text{交通費}$ </div> <p style="font-size: small;">注) 交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。</p> <p>②宿泊を要する場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> $\text{旅費} = \text{人件費} + \text{日当} (\text{旅行諸雑費}) + \text{宿泊費} + \text{交通費} + \text{宿泊手当}$ </div> <p style="font-size: small;">注) 交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。</p> <p>旅費は、「鹿児島県職員等の旅費に関する条例」に基づき算出する。</p>	<p>旅費等の算出方法</p>

令和7年度 港湾・漁港標準積算基準書（工事・設計業務等編） 現行改定対照表

掲 載 頁	現 行 (令和7年10月1日)	改 定 (令和8年4月1日)	コ メ ン ト
<p>(設計業務等編) 旅費交通費の 算出方法 1-1-5</p>	<p>2-5 旅費交通費の算定</p> <p>1) 適用の範囲 測量、調査設計業務に技術者が作業のため、最寄りの本・支店から現地間を往復するのに要する費用を積算する場合に適用する。</p> <p>2) 旅費交通費の算出方法 旅費交通費算出の基本式は、下記のとおりとする。</p> <p><u>旅費交通費=交通費+宿泊料+旅行諸雑費+食卓料</u></p> <p>旅費交通費は上式で、必要な費用について計上するものとする。</p> <p>※ 往復旅行時間にかかる直接人件費（基準日額の合計）について、各業務構成費目の直接人件費にて別途計上する。</p> <p>3) 旅費交通費の算出 (1) 旅費交通費の積算については、「鹿児島県職員等の旅費に関する条例」に準じて行うものとする。</p>	<p>2-5 旅費交通費の算定</p> <p>1) 適用の範囲 測量、調査設計業務に技術者が作業のため、最寄りの本・支店から現地間を往復するのに要する費用を積算する場合に適用する。</p> <p>2) 旅費交通費の算出方法 旅費交通費算出の基本式は、下記のとおりとする。</p> <p><u>旅費=交通費+宿泊費+日当（旅行諸雑費）+宿泊手当</u></p> <p>旅費交通費は上式で、必要な費用について計上するものとする。</p> <p>※ 往復旅行時間にかかる直接人件費（基準日額の合計）について、各業務構成費目の直接人件費にて別途計上する。</p> <p>3) 旅費交通費の算出 (1) 旅費交通費の積算については、「鹿児島県職員等の旅費に関する条例」に準じて行うものとする。</p>	<p>旅費交通費の 算出方法</p>

令和7年度 港湾・漁港標準積算基準書（工事・設計業務等編） 現行改定対照表

掲 載 頁	現 行(令和7年10月1日)	改 定(令和8年4月1日)	コ メ ン ト
<p>(設計業務等編) 旅費交通費の 算出方法 1-2-5</p>	<p>2-5 旅費交通費の算定</p> <p>1) 適用の範囲 調査設計、測量業務に技術者が作業のため、最寄りの本・支店から現地間を往復するのに要する費用を積算する場合に適用する。</p> <p>2) 旅費交通費の算出方法 旅費交通費算出の基本式は、下記のとおりとする。 <u>旅費交通費＝交通費＋宿泊料＋旅行諸雑費＋食卓料</u> 旅費交通費は上式で、必要な費用について計上するものとする。 ※ 往復旅行時間にかかる直接人件費（基準日額の合計）について、各業務構成費目の直接人件費にて別途計上する。</p> <p>3) 旅費交通費の算出 (1) 旅費交通費の積算については、「鹿児島県職員等の旅費に関する条令」に準じて行うものとする。</p>	<p>2-5 旅費交通費の算定</p> <p>1) 適用の範囲 調査設計、測量業務に技術者が作業のため、最寄りの本・支店から現地間を往復するのに要する費用を積算する場合に適用する。</p> <p>2) 旅費交通費の算出方法 旅費交通費算出の基本式は、下記のとおりとする。 <u>旅費＝交通費＋宿泊費＋日当（旅行諸雑費）＋宿泊手当</u> 旅費交通費は上式で、必要な費用について計上するものとする。 ※ 往復旅行時間にかかる直接人件費（基準日額の合計）について、各業務構成費目の直接人件費にて別途計上する。</p> <p>3) 旅費交通費の算出 (1) 旅費交通費の積算については、「鹿児島県職員等の旅費に関する条令」に準じて行うものとする。</p>	<p>旅費交通費の 算出方法</p>